収入印紙 4000 円

基本取引約定書

|--|

債権者 埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目 33 番 12 号 登録番号 埼玉県知事()第 03497 号 株式会社クレイリッシュ御中

債 務 者	住 所 商 号 代表者	実印
□連帯債務者	住所氏名	実印
□ 連帯侵務者	住所氏名	実印
連帯保証人	住所氏名	実印
連帯保証人	住 所 氏 名	実印

債務者及び連帯債務者(以下「契約者」という)ならびに連帯保証人は、債権者株式会社クレイリッシュとの間で反復して行なわれる次の各金融取引について、本書末尾に記載の「信用情報の登録と使用に関する事項」に記す各事項に同意し、かつ、以下の各条項に従って取引することを約します。 第1条 (本約定が適用される取引の範囲)

本約定は、債権者と、契約者および連帯保証人との次の各金融取引について適用します。

(1)金銭消費貸借取引(証書貸付および手形貸付が含まれます。)(2)割5取引(手形割5)はよび小切手割5)が含まれます。)(3)手形債権と小切手債権(4)保証取3|(5)前記各取3に関連して生じた一切の権利義務。

第2条 (個別取引の概要)

- 1.金銭消費貸借取らに係る、各貸付の金額、返済の方式、返済期日、返済金額などは、各個別取らの契約で別途定め、「金銭消費貸借契約書」または「計算書」に表記いたします。また、債務残高の総額は「計算書」に表記します。
- 2.割引取引に係る各個別取引の金額、割引料、手数料、支払期日及び手形番号等の要件は各個別取引の「計算書」に表記いたします。

第3条 (手形と借入金債務)

- 1.契約者が、手形によって貸付を受けた場合(手形貸付)には、貸金元本は手形額面金額とし、約定返済日は手形の支払期日とする事に同意します。また債権者は、手形債権または貸金債権のいずれによっても請求することが可能といたします。
- 2.契約者が元利金の返済のため手形小切手を債権者に差し入れ、これらが決済された際には、これらの額面に相当する元利金の弁済に充当いたします。

第4条 (連帯保証人)

- 1.連帯保証人は、別途締結する連帯保証契約で定める保証金額を限度として、債権者に対する契約者の債務を保証し、契約者と連帯して履行の責任を負うものとします。
- 2.民法第454条の規定により、連帯保証人は、催告の抗弁(民法第452条)及び検索の抗弁(民法第453条)の権利を有しません。
- 3.連帯保証契約では複数の連帯保証人が同一の債務を保証する場合に、分別の利益を得ることはできません。
- 4. 連帯保証人は、債権者の都合により担保もしくは他の保証を変更、解除されても、免責を主張できません。
- 5.連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によって債権者から取得した権利は、債権者が契約者との取引を継続中は債権者の同意がなければこれを行使できません。
- 6.連帯保証人は、保証の対象となる債務が完済されないままに、自ら連帯保証を解除することはできません。ただし、債権者が契約解除を承認 した場合はその限りではありません。

第5条 (期日前の弁済)

全ての金融取らにつき、支払期日前に元金の全部または一部を繰り上げて返済することはできません。ただし、債権者の承諾を得て、弁済する元本または手形額面の5.00%以内の中途解約手数料を加算して支払う場合には繰り上げて返済が可能となりうる場合があります。

第6条 (元本および利息以外の金銭と費用の負担)

- 1.債権者と契約者の金融取引において、収入印紙代等の各個別契約締結の費用、送金手数料等の借入・弁済に係る費用、債権者の権利の行使 もしくは債権保全に係る費用、手形・小切手の取立または担保の処分に係る費用は、契約者または連帯保証人の負担といたします。
- 2. 債権者と契約者との各個別取引において、契約者が負担すべき元本及び利息以外の費用、手数料はそれぞれの契約で別途定め「計算書」 に表記いたします。

第7条 (期限の利益の喪失)

金銭消費貸借取引において、契約者または連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、債権者からの通知催告がなくも、契約者が負担する金銭消費貸借取引の全ての債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済しなければなりません。

- ①債権者に対する債務の元本及び利息の支払いを1回でも怠ったとき。
- ②振出、引受、参加引受した手形、小切手が一通でも不渡りとなったとき。
- ③他の債務により強制軟行、差押、仮差押、破産の申立を受けたとき、もしくは自ら破産、特別清算、民事再生、会社更生、特別調停、私的整理 (任意整理、内整理)に着手したとき。
- ④/債権者に差し入れた担保が差押、仮差押、または仮処分を受けたとき、もしくは競売手続の開始決定があったとき。
- ⑥債権者による与信判断上必要な事項に関する契約者の申告について、重大な虚偽が認められたとき。
- ⑥注所変更の届出を怠たる等、契約者及び保証人の責めに帰すべき事由によって、債権者に契約者らの所在が不明となったとき。
- (7)監督官公署から営業計認可の取消しを受けたとき、または営業を停止あるいは廃止したとき。

第8条 (割り対象の買戻と違約金)

- 1.契約者及び連帯保証人は、割引取引において、割引の対象となった手形および小切手(以下「割引対象」という。)について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、債権者からの通知催告の有無または、その満期にかかわらず、当該振出人が発行した手形・小切手の全てについて、直ちに買い戻すものといたします。
 - (1)割り対象に手形法で定める要件の不備、または偽造、変造等の瑕疵が認められた場合。
 - ②割ら対象が盗難または紛失したものであることが判明した場合。
 - ③割ら対象が不渡りとなったとき、またはそれが確実となった場合。
- (4)割り対象の振出人が破産、特別清算、民事再生、会社更生、特別調停に着手したとき、または営業を停止あるいは廃止したとき。
- 2.前項により割ら対象を買い戻す場合には、この完了までの期間において当初の割ら料に代えて年率20%の違約金を支払うものとします。

第9条 (債権者が受け取る書面の内容)

本約定に関して債権者が受け取る書類は次に表記され、かつ✔マークの付加されたものといたします。

□ 金銭消費貸借契約書	□譲度担保契約書類一式	□ 印鑑登録正明書 (□法人 □個人)	
□連帯保証契約書	□ 根抵当権設定書類一式	□ 登記事項証明書 (商業登記簿)	
□債権譲渡書類一式	□ 本人確認書面の写し	□ その他()

第10条 (債権譲渡)

- 1.債権者は、契約者ならびに連帯保証人に対する全ての債権について、期限の利益を有しているかどうかを問わず、これを担保、契約書類等と共に債権者の判断において第三者への譲渡が可能といたします。
- 2.前項の債権譲渡に先立ち、債権者が、譲受人との間で守秘義務契約を締結したうえ、契約者、連帯保証人の名称または商号、住所、債権の内容、契約の履行状況、財務諸表その他の債権譲受の可否を判断するために一般的に必要とする情報および書類を譲受人に対して開示することについて、契約者と連帯保証人はあらかじめ同意するものとします。

第11条 (充当順家)

契約者、連帯保証人による弁済金で債務全部を消滅させるに足りないときは、①費用②遅延損害金③利息金④元金の順序により充当されるものといたします。さらに、複数の債務が混在する場合は、すべての債務について前出の順序により充当し、それらの各全部を消滅させるに足りないときは、債権者の判断により、充当いたします。

第12条 (紛争の解決)

本約定書に基づく取引に関して紛争が生じた場合、次の指定紛争解決機関の斡旋又は調停等によってその解決を図ることが可能で、債権者と契約者及び連帯保証人は、その和解案、特別調停案を尊重するものといたします。債権者が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は、日本貸金業協会(貸金業相談紛争解決センターです。(所在地:〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15、電話番号: 03-5739-3861)

ご注意 第13条以降の条文と、「信用情報の登録と使用に関する事項」は裏面に記されておりますので必ずお読みください。

債権者は本書の写しを交付します。 本書面の写し受領者の押印	実印	寒印	寒印	実印	穹
本書国の与し支献者の所に					

第13条 (担保及び再担保)

- 1.債権者と契約者の金融取引における担保の内容は、各個別取引の契約で定めるものといた
- 2.契約者が債権者に差し入れる担保及び将来差し入れる担保は、契約者が現在及び将来負 担する一切の債務の根担保といたします。ただし、当該担保に関し、当事者間で別段の定 めをしたときはこの限りではありません。
- 3.債権者に差し入れた担保の金銭的価値が下落し、担保差入れ時の価額を下回り、かつ債権 者が担保の補充を必要と認めた場合、契約者は、直ちに債権者の承認する増担保ないし保 証人を追加もしくは差し替えるものといたします。
- 4. 債権者は、契約者が期限の利益を喪失した場合、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、 一般に適当と認められる方法、時期、価額等によりこれを取立または処分のうえ、その取 得金から諸費用を控除した残額を債務の弁済に充当いたします。
- 5.債権者が契約者または保証人より提供された担保こついて、その種類を問わず債権者が 第三者に対して負う債務の担保のため、当該第三者にこれを譲渡、信託しまたは再担保に 供することができるものといたします。

第14条 (賠償額の予定)

本約定に基づく債務の返済期日が経過したときまたは期限の利益を喪失したときは、返済期 日または期限の利益を喪失した日から完済に至る前日まで、年率20.00%の割合による遅延損 害金を支払うものとします。

第15条 (債務の履行場所)

本約定が適用される金融取引に関して生じた債務の履行場所は、債権者の所在地といたしま す。ただし、これに関し、当事者間で別段の定めをしたときはこの限りではありません。

第16条 (利息、割5)料及び手数料、損害金の計算方法)

- 1.利息ならびに割り料の計算方法は、次のとおりといたします。 「利息または割引料=借入金額または額面金額×約定年率÷365(閏年においては366) ×取引日数(借入日数)」
- 2. 遅延損害金の計算方法は次のとおりといたします。

「遅延損害金=元本または額面×損害金年率÷365(閏年においては366)×遅延の日数1

3. 小切手割りの手数料(割り料)の計算方法は次のとおりといたします。

「手数料(割引料)=小切手の額面金額×約定手数料率」

- 4. 金銭消費貸借取引の取引日数の計算は、貸付の当日から弁済の前日までといたします。但 し、手形、小切手による当座決済によって弁済する場合には、貸付の当日から当該手形、小 切手の資金化予定日の前日までといたします。また、借入日数または割引日数が15日未 満で完済になる場合は、当該日数を15日として計算いたします。
- 5. 金銭消費貸借取了の約定弁済日が債権者の休業日に該当する場合は、その翌営業日をも って弁済日といたします。

第17条 (危険負担・免責条項等)

- 1.契約者が債権者に差入れた手形、小切手、証書または担保が、事変、災害、輸送途中の事故 等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、契約者及び保証 人は、債権者の帳簿記録に基づいて債務を弁済します。この場合に生じた損害について、 債権者に帰責する事中のない限り、何らの請求をしません。
- 2.手形、小切手要件の不備もしくは手形、小切手を無効にする記載によって手形、小切手上の 権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形、小切手上の権利が消滅 第23条 (債権書類等の返還) した場合でも、契約者は手形、小切手面記載の金額の責任を負うものといたします。
- 3.割引した手形、小切手について偽造、変造、盗用などの事故によって債権者に生じた損害 は、契約者の負担とし、手形、小切手、の記載文言にしたがってその責任を負うものといた 第24条 (約定の解約) します。
- 4. 返還すべき手形、小切手につき、その支払期日が弁済日の前6営業日以内である場合、当該 手形、小切手が支払呈示される場合があることを契約者は承諾します。このために被った 契約者の損害について、債権者は一切の責任を免れるものといたします。

第18条 (相殺)

弁済期日の到来、期限の利益の喪失等の事由によって、債権者に対する債務の履行期が到来 している場合、債権者は、契約者が債権者に対して有する債権を受動債権として、その期限如 何にかかわらず、その対等額と相殺することができます。

第19条 (反社会的勢力の排除)

- 1.契約者は、契約者またはその保証人もしくは担保提供者が、現在、次のいずれにも該当し ないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1)暴力団または暴力団員(2)暴力団準構成員(3)暴力団関係企業(4)総会屋等、社会運 動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等(5)その他前各号に準ずる者
- 2.契約者は、契約者またはその保証人もしくは担保提供者が、自らまたは第三者を利用して 次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為(2)法的な責任を超えた不当な要求行為(3)取引に関して、脅迫的 な言動をし、または暴力を用いる行為(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い て債権者の信用を毀損し、または債権者の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ず
- 3.契約者またはその保証人もしくは担保提供者が、第1項各号のいずれかに該当し、もしく は前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関 して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、契約 者は債権者から請求があり次第、債権者に対する一切の債務を直ちに債務を弁済いたしま す。

第20条 (届出事項と住所の確認及び到達時期)

- 1.契約者及び連帯保証人の名称、商号、代表者、住所、実印、勤務先等の届出事項に変更があっ たとき、退職、休業、廃業したときは書面によって直ちに債権者へ届出をするものといた します。
- 2.債権者が契約者または連帯保証人の住所確認若しくは債権保全のために債権者がその住 民票、戸籍の附票を取得することに異議無く同意いたします。
- 3.第1項の届出を怠ったため、債権者からなされた通知または送付された書類等が延着し、ま たは到達しなかった場合、ならびに契約者及び保証人の不在または受取拒絶により、債権 者からなされた通知または送付された書類等が到達しなかった場合には、通常到達すべ き時期に到達したものとみなします。

第21条 (報告)

契約者または連帯保証人について、財産、経営、業況について重大な変化(第7条に記述する) 期限の利益喪失事由など)を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、債権者からの請 求がなくても報告するものといたします。

第22条 (債権保全のための権利行使)

契約者または保証人が第7条により期限の利益を喪失した場合、もしくは第8条により買戻し の対象となった手形・小切手を買戻しできない場合、または債権者が債権保全の必要性を認 める特段の事情があったときには、債権者は債権保全のため、次の行為ならびに手続きをす ることができます。

- ①集合債権譲渡担保契約を締結している場合、当該契約に基づき、債権譲渡登記の申請を為 す事または第三債務者に対する債権譲渡兼債権譲受の通知書を発送すること。
- ②根抵当権設定契約、譲渡担保設定契約を締結している場合、これらの契約に基づき登記の 申請すること。
- ③契約者が保証として差し入れた手形、小切手を支払場所の取引金融機関に呈示すること。 ④その他、裁判上もしくは裁判外を問わず、債権者が必要と認めた債権保全行為または手続 きをすること。

完済後の債権書類、手形、担保物の返還相手は、最終支払人(完済者)を対象といたしますの で、必ずしも契約者がその対象になるとは限りません。

第1条に定める取引が全て終了し、契約者が債権者に対して負担する債務が存在しない場合 は、債権者または契約者いずれか一方が書面により相手方に通知することによって本約定 を解約することができるものとします。

第25条 (信用情報の提供・登録及び使用)

債権者は、契約者との間に証書貸付・手形貸付などの金銭消費貸借取引が発生した場合、借 入金の返済能力に関する情報を加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機 関に提供、登録し使用いたします。その詳細は、次の「信用情報の登録と使用に関する事項」 に記載いたします。

第26条 (準拠法、合意管轄)

- 1. 本約定及び本約定が摘要される金融取引の契約準拠法は日本法とします。
- 2. 本約定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、債権者の本店の所在地を管轄 する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに同意いたします。

信用情報の登録と使用に関する事項

契約者及び連帯保証人は、債権者との金融取引につき以下に記す信用情報の提供、登録、使用に 関する以下の項目に同意する。

第1項 【法人情報ならびに個人情報等の信用情報機関への提供】

債権者は、本約定に基づく法人貸付情報(法人を特定するための法人名や代表者名、所在地、 電話番号等)ないし、個人契約者の個人情報及び保証人に係る本人を特定するための個人情 報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号 等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約余額、貸付余額、保証額等)、返 済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等)、及び取引事実に関す る情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)を、債権者が加盟す る信用情報機関(以下、「加盟先機関)という。)に提供いたします。

第2項 【法人情報ならびに個人情報等の登録】

加盟先機関は、当該法人貸付情報または個人契約者及び保証人に係る当該個人情報のうち、 法人または個人契約者及び保証人本人を特定するための情報については契約内容、返済状 況または取ら事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容及び返済状況 に関する情報については契約継続中及び完済日から5年を超えない期間、取ら事実に関する 情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間(ただし、延滞情報については延 滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年間) 登録いたします。

第3項 【法人情報及び個人情報等の他会員への提供】

加盟先機関は、当該法人貸付情報又は個人契約者及び保証人に係る当該個人情報を、加盟会 員及び提携する信用情報機関(以下、「提携先機関)という。)の加盟会員に提供いたします。 加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済または支払能力を調査する目的 のみに使用いたします。

第4項 【法人情報及び個人情報等の使用】

債権者は、加盟先機関及び提携先機関に契約者に係る法人または個人貸付情報及び保証人 の個人情報が登録されている場合には、本約定継続中において、当該情報の提供を受け、返 済または支払能力を調査する目的のみに使用いたします。

第5項 【債権者が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関】

債権者が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は 以下の诵りです。

(債権者が加盟する信用情報機関)

株式会社日本信用情報機構 TEL 0120-441-481

http://www.jicc.co.jp/

(債権者が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関)

全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020

http://www.zenginkvo.or.ip/pcic/

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414

http://www.cic.co.ip/

※開示等の手続きについて

契約者及び連帯保証人は、加盟先機関に登録されている法人情報等に係る開示請求または 当該情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法に よって行うことができます。